

政令第 号

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の四 建築監視員（第十四条）」を「第三節の四 建築監視員（第十四条）」を

第三節の五 保安上危険な建築物等に対する措置

（第十四条の二）に、「一定の複数建築物に対する制限の特例」を「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和」に、「第三百三十七条の十」を「第三百三十七条の十八」に、「第四百十九条」を「第五百十条」

に改める。

第二条第一項第六号イ中「第三百三十五条の十七」を「第三百三十五条の十八」に改め、同号口中「、法第五十六条第一項第三号及び法第五十八条」を「及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項及び法第五十八条に規定する高さ」に、「において、その高さを算定するときに限る。」の「を」をおけるその高さに限る。）を算定する」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に改める。

第一章第三節の四の次に次の一節を加える。

### 第三節の五 保安上危険な建築物等に対する措置

(勧告の対象となる建築物)

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

第十六条中「事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を

除く。)のうち、階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超える」を「第十四条の二に規定する」に改める。

第二十条第二項第一号中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「同一敷地内許可建築物」を「一敷地内許可建築物」に改める。

第二十条の三第二項第一号ロ及び第三号中「居室」を「室」に改める。

第三十六条第二項第二号中「以下この条」の下に「及び第百三十七条の二第一号イ」を加え、同条第三項中「第二十条第二号」を「第二十条第二号イ又はロ」に、「及び第八十一条の二」を「第八十一条の二及び第百三十七条の二」に改める。

第七十九条第二項中「プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材であつて」を「水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして」に、「もの」を「部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材」に改める。

第七十九条の三第二項中「プレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材であつて」を「水、空気

、酸又は塩による鉄骨の腐食を防止し、かつ、鉄骨とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして「に、「もの」を「部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材」に改める。

第八十二条中「第八十二条の二」を「次条」に改める。

第二百二十九条の二の五第一項第三号を次のように改める。

三 第二百二十九条の三第一項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地

震時においても昇降機のかご（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、かご及び

出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交

通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。

第二百二十九条の二の五第三項第二号中「排水トラップ」を「排水トラップ」に改める。

第二百二十九条の三第一項第一号中「（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）」を削る。

第二百二十九条の七第四号中「レールブラケットその他のエレベーターの構造上昇降路内に設けることが

やむを得ない」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号後段を削り、同号に次のように加える。

イ レールブラケットその他のエレベーターの構造上昇降路内に設けることがやむを得ないもの（口に掲げる配管設備を除く。）であつて、地震時においても鋼索、電線その他のものの機能に支障が生じないように必要な措置が講じられたもの

ロ 第二百二十九条の二の五第一項第三号ただし書の配管設備で同条の規定に適合するもの

第三百十条の二第二項中「第八十六条の七」を「第八十六条の七第一項」に改める。

第三百十一条の二第三項中「第三百三十五条の十七各号」を「第三百三十五条の十八各号」に改める。

第三百三十五条の十三中「若しくは第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域若しくは用途地域の指定のない区域」に改める。

第三百三十五条の十四の見出し中「第五十二条第七項」を「第五十二条第八項」に改め、同条中「第七項」を「第八項」に改める。

第三百三十五条の十八の前の見出し及び同条を削る。

第三百三十五条の十七中「第五十二条第十一項」を「第五十二条第十二項」に改め、同条を第三百三十五条の十八とする。

第三百三十五条の十六中「第五十二条第八項」を「第五十二条第九項」に改め、同条を第三百三十五条の十七とする。

第三百三十五条の十五の見出し中「法第五十二条第七項第二号の政令で定める」を「敷地内の」に改め、同条中「第五十二条第七項第二号」を「第五十二条第八項第二号」に改め、同条を第三百三十五条の十六とする。

第三百三十五条の十四の次に次の一条を加える。

( 条例で地盤面を別に定める場合の基準 )

第三百三十五条の十五 法第五十二条第五項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置の高さ以上の高さに定めること。
- 二 周囲の地面と接する位置の高低差が三メートルを超える建築物については、その接する位置のうち最も低い位置からの高さが三メートルを超えない範囲内で定めること。
- 三 周囲の地面と接する位置の高低差が三メートル以下の建築物については、その接する位置の平均の高さを超えない範囲内で定めること。

第三百三十五条の十九を削る。

第三百三十五条の二十を第三百三十五条の十九とする。

第三百三十五条の二十一中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第三百三十五条の二十とし、同条の次に次の二条を加える。

（特例容積率の限度の指定の申請について同意を得るべき利害関係者）

第三百三十五条の二十一 法第五十七条の二第二項の政令で定める利害関係を有する者は、所有権、対抗要件を備えた借地権（同条第一項に規定する借地権をいう。次条において同じ。）又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。

（特例容積率の限度の指定の取消しの申請について同意を得るべき利害関係者）

第三百三十五条の二十二 法第五十七条の三第一項の政令で定める利害関係を有する者は、前条に規定する者（所有権又は借地権を有する者を除く。）とする。

第三百三十六条の二の五第十項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「第三条第二項」とあるのは、「第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第三百三十六条の二の五中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定める場合においては、当該条例に、法第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で当該制限に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に適合しないこととなる土地のうち、次に掲げる土地以外のものについて、その全部を一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

一 法第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも建築物の敷地面積の最低限度に関する制限に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなつた土地

二 当該条例で定める建築物の敷地面積の最低限度に関する制限に適合するに至つた建築物の敷地及び

所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に適合することとなるに至つた土地

第三百三十六条の二の九第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「第三条第二項」とあるのは、「第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第三百三十六条の二の十第三項中「第三百十条の二第二項」の下に「、第三百三十六条の二の五第十一項」を加える。

第七章の十の章名を次のように改める。

第七章の十 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和

第三百三十七条中「第三条第二項の規定により法」を「第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法」に改め、「第三十四条第二項」の下に「、法第四十七条」を加え、「第五十二条第一項から第八項まで、法第五十九条第一項、法第六十条の二第一項」を「第五

十一條、法第五十二條第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三條第一項若しくは第二項、法第五十四條第一項、法第五十五條第一項、法第五十六條第一項、法第五十六條の二第一項、法第五十七條の四第一項、法第五十七條の五第一項、法第五十八條、法第五十九條第一項若しくは第二項、法第六十條第一項若しくは第二項、法第六十條の二第一項若しくは第二項」に、「又は法第六十七條の二第一項」を、「法第六十七條の二第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八條第一項若しくは第二項」に改める。

第三百三十七條の十に見出しとして「（建築物の用途を変更する場合に法第二十四條等の規定を準用しない類似の用途等）」を付し、同條第一項中「用途は、」の下に「当該建築物が」を加え、「一に列記する各用途につき当該各号に列記する」を「いずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる」に改め、同條第二項第一号を次のように改める。

一 次のイからホまでのいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該イからホまでに掲げる用途相互間におけるものであること。

イ 法別表第二(一)項第三号から第六号までに掲げる用途

ロ 法別表第二(ほ)項第二号若しくは第三号、同表(へ)項第四号若しくは第五号又は同表(と)項第三号(一)か

ら十六までに掲げる用途

八 法別表第二(二)項第二号若しくは第三号又は同表(一)項第三号(一)から(二十)までに掲げる用途

二 法別表第二(ぬ)項第一号(一)から(三十一)までに掲げる用途(この場合において、同号(一)から(三)まで、

(十一)及び(十二)中「製造」とあるのは、「製造、貯蔵又は処理」とする。)

ホ 法別表第二(る)項第五号若しくは第六号又は同表(を)項第二号から第六号までに掲げる用途

第八章中第三百三十七条の十を第三百三十七条の十八とする。

第三百三十七条の九の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に建築主事の確認等を要しない類似の用途)」を付し、同条中「用途は、」の下に「当該建築物が」を加え、「一に列記する各用途につき当該各号に列記する」を「いずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる」に改め、同条ただし書中「列記する用途」を「掲げる用途」に改め、同条を第三百三十七条の十七とする。

第三百三十七条の九を削る。

第三百三十七条の八中「第八十六条の七」を「第八十六条の七第一項」に改め、同条を第三百三十七条の十

一とし、同条の次に次の五条を加える。

（大規模の修繕又は大規模の模様替）

第三百三十七条の十二 法第三条第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の構造耐力上の危険性が増大しないこれらの修繕又は模様替のすべてとする。

2 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の二第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替のすべてとする。

3 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十二項までの規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の用途の変更（第三百三十七条の十八第二項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこれらの修繕又は模様替のすべてとする。

（増築等をする独立部分以外の独立部分に対して適用されない技術的基準）

第三百三十七条の十三 法第八十六条の七第二項（法第八十七条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める技術的基準は、第五章第二節（第一百七十七条第二項を除く。）、第三節（第二百二十六条の二第二項を除く。）及び第四節に規定する技術的基準とする。

（独立部分）

第三百三十七条の十四 法第八十六条の七第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 法第二十条に規定する基準の適用上の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分  
建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで

接している場合における当該建築物の部分

二 法第三十五条（第五章第二節（第一百七十七条第二項を除く。）及び第四節に規定する技術的基準に係る部分に限る。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分

分 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分

三 法第三十五条（第五章第三節（第二百二十六条の二第二項を除く。）に規定する技術的基準に係る部分に限る。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分

建築物が次のいずれかに該当するもので区画されている場合における当該区画された部分

イ 開口部のない準耐火構造の床又は壁

ロ 法第二条第九号の二ロに規定する防火設備でその構造が第一百十二条第十四項第一号イ及び第二号

ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大

臣の認定を受けたもの

（増築等をする部分以外の居室に対して適用されない技術的基準）

第三百三十七条の十五 法第八十六条の七第三項の政令で定める技術的基準は、第二十条の五（第一項第一

号及び第二号を除く。)から第二十条の七までに規定する技術的基準とする。

(公共事業の施行等による敷地面積の減少について法第三条等の規定を準用する事業)

第三百三十七条の十六 法第八十六条の九第一項第二号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業(同法第三条第一項の規定により施行するものを除く。)

二 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による第一種市街地再開発事業(同法第二条の二第一項の規定により施行するものを除く。)

三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業(同法第二十九条第一項の規定により施行するものを除く。)

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業(同法第百十九条第一項の規定により施行するものを除く。)

第三百三十七条の七中「第八十六条の七」を「第八十六条の七第一項」に改め、同条を第三百三十七条の十とする。

第三百三十七条の六中「第五十九条第一項」の下に「（建築物の建ぺい率に係る部分を除く。）」を、「第六十条の二第一項」の下に「（建築物の建ぺい率及び高さに係る部分を除く。）」を加え、「第八十六条の七」を「第八十六条の七第一項」に改め、同条を第三百三十七条の九とする。

第三百三十七条の五中「から第八項まで」を「第二項若しくは第七項又は法第六十条第一項（建築物の高さに係る部分を除く。）」に、「第八十六条の七」を「第八十六条の七第一項」に改め、同条を第三百三十七条の八とする。

第三百三十七条の四中「第八十六条の七」を「第八十六条の七第一項」に改め、同条第一号中「から第八項まで及び」を「第二項及び第七項並びに」に改め、同条に次の一号を加える。

五 用途の変更（第三百三十七条の十八第二項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこと。

第三百三十七条の四を第三百三十七条の七とする。

第三百三十七条の三の三中「第八十六条の七」を「第八十六条の七第一項」に改め、「の各号」を削り、同条を第三百三十七条の六とする。

第三百三十七条の三の二中「第八十六条の七」を「第八十六条の七第一項」に改め、同条を第三百三十七条

の五とする。

第三百三十七条の三中「第八十六条の七」を「第八十六条の七第一項」に改め、同条を第三百三十七条の四とする。

第三百三十七条の二中「第八十六条の七」を「第八十六条の七第一項」に改め、同条を第三百三十七条の三とする。

第三百三十七条の次に次の一条を加える。

（構造耐力関係）

第三百三十七条の二 法第三条第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない建築物（超高層建築物及び法第八十六条の七第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない部分を除く。第三百三十七条の十二第一項において同じ。）について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに該当するものであること。

イ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法

ロ 第三章第一節から第七節の二まで（第三十六条及び第三十八条第二項から第四項までを除く。）の規定に適合し、かつ、その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法（法第二十条第二号イ又はロに掲げる建築物以外の建築物である場合に限る。）

二 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二十分の一（五十平方メートルを超える場合にあつては、五十平方メートル）を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも適合するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が第三章の規定及び法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

ロ 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないこと。

第四百四十四条の二の二中「第三百三十七条中」を「第三百三十七条（）」に、「関する部分、第三百三十七条の

四及び第三百三十七条の十第二項」を「係る部分に限る。」、第三百三十七条の七、第三百三十七条の十二第三項及び第三百三十七条の十八第二項」に、「第三百三十七条の四第二号」を「第三百三十七条の七第二号」に改める。

第四百四十四条の二の三中「除く。」の下に「及び第三百三十七条の十二第二項（法第五十一条に係る部分に限る。）」を加える。

第四百四十六条第一項第二号中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

第四百四十七条第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

第四百四十八条第一項中「の各号」を削り、同条第二項第一号中「及び第四項、」を「及び第五項、」に改め、「第八十六条の六」の下に「、法第八十六条の八（第二項を除く。）」を加え、同項第二号中「第五十二条第十三項」を「第五十二条第十四項」に改める。

第四百四十九条第二項第一号中「第七項、法第五十二条の二第三項及び第四項、法第五十二条の三第二項及び第三項」を「第八項」に改め、「第五十六条第一項」の下に「、法第五十七条の二第三項及び第四項、法第五十七条の三第二項及び第三項」を加え、同項第二号中「第七項、法第五十二条の二第三項及び第

四項、法第五十二条の三第二項及び第三項」を「第八項」に改め、「第五十六条第一項第二号二」の下に「、法第五十七条の二第三項及び第四項、法第五十七条の三第二項及び第三項」を加える。  
本則に次の一条を加える。

（是正命令の違反に係る両罰規定の対象となる建築物）

第一百五十条 法第百三条第一号の政令で定める建築物は、第十四条の二に規定する建築物とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十七中「及び第二項」を「から第四項まで」に改める。

（住宅金融公庫法施行令の一部改正）

第三条 住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第八項」を「第九項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第四条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「第五十二条第九項、第十項及び第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項及び第十四項」に、「第五十七条の二第三項」を「第五十七条の五第三項」に改め、「第五十六条の二第一項ただし書」の下に「、第五十七条の四第一項ただし書」を加え、「第五十二条の二第三項」を「第五十七条の二第三項」に、「並びに第八十六条の二第一項」を「、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項」に改める。

第三条第一項第二号中「第十三項まで、第五十二条の二第三項」を「第十四項まで」に、「第五十七条の二」を「第五十七条の二第三項、第五十七条の四、第五十七条の五」に、「並びに第八十六条の二第一項から第三項まで」を「、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項」に改める。

（特定国有財産整備特別会計法施行令の一部改正）

第五条 特定国有財産整備特別会計法施行令（昭和四十四年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「行なうもの」を「行うもの」に改め、同項第一号中「第九条の二」を「第十条」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

(都市計画法施行令の一部改正)

第六条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第一百五十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「又は第二号の三」を、「第二号の三又は第二号の四」に改める。

第十五条第二号二中「第八条第一項第二号の三」を「第八条第一項第二号の四」に改める。

(沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第七条 沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百十五号

)の一部を次のように改正する。

第九十六条中「第三百三十七条の二、第三百三十七条の三、第三百三十七条の七若しくは第三百三十七条の八」を「第三百三十七条の三、第三百三十七条の四、第三百三十七条の十若しくは第三百三十七条の十一」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正)

第八条 沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第七号中「第十条第一項、」を「第十条第三項、」に改める。

(都市緑地法施行令の一部改正)

第九条 都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「第五十二条第七項」を「第五十二条第八項」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第十条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第四号を次のように改める。

四 次に掲げる法律の規定による勧告又は命令に従つて行う除却

イ 消防法第五条第一項

ロ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第一項から第三項まで又は第十一条第一項

ハ 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第十四条第三項

ニ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第十三条第

一項

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第十一条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第五十二条第九項、第十項及び第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項及び第十四項」に、「第五十七条の二第三項」を「第五十七条の五第三項」に改め、「第五十六条の二第一項ただし書」の下に「、第五十七条の四第一項ただし書」を加え、「第五十二条の二第三項」を「第五十七条の二第三項」に、「並びに第八十六条の二第一項」を「第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項」に改める。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第十二条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「又は同項第二号の三」を「、同項第二号の三の特例容積率適用地区又は同項第二号の四」に改める。

（文部科学省組織令の一部改正）

第十三条 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十五号中「第九条の二第一項」を「第十条第一項」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第十四条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十二号中「第九条の二第一項各号」を「第十条第一項各号」に改める。

第三十二条第五号中「第十二条第三項」を「第十三条第三項」に改める。

第三十四条第二号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第三号中「第十二条第三項

」を「第十三条第三項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十七年六月一日。附則第四条において「施行日」という。)から施行する。

(建築基準法第六十八条の二第一項等の規定に基づく条例に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に効力を有する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」とい

う。〕第六十八条の二第一項の規定に基づく条例が第一条の規定による改正後の建築基準法施行令（以下この条及び次条において「新令」という。）第三百三十六条の二の五に規定する基準に適合しないこととなる場合における同項の規定による制限に係る基準については、平成十八年五月三十一日以前において新令第三百三十六条の二の五に規定する基準に従い当該条例の改正が行われるまでの間に限り、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行の際現に効力を有する法第六十八条の九第一項の規定に基づく条例が新令第三百三十六条の二の九に規定する基準に適合しないこととなる場合における同項の規定による制限に係る基準については、平成十八年五月三十一日以前において新令第三百三十六条の二の九に規定する基準に従い当該条例の改正が行われるまでの間に限り、なお従前の例による。

（公共事業の施行等による敷地面積の減少についての法第三条等の規定の準用に係る規定の適用に関する経過措置）

第四条 改正法第一条の規定による改正後の法第八十六条の九の規定は、施行日以後に同条第一項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合について適用するものとし、施行日前に同項各号

に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合には、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。